



裁判員制度の現状と課題について

岡山地方裁判所



5 裁判員等の保護（安全確保）

(H28. 5. 31 山陽新聞社会面)

組幹部知人裁判員に接触

殺人未遂 判決期日取り消し

福岡地裁支部

福岡地裁小倉支部の裁判員裁判で、殺人未遂罪に問われた特定危険指定暴力団「工藤会」（北九州市）系組幹部(40)の知人とみられる人物が、公判の結審後、裁判員に「よろしく」という趣旨の言葉を掛けていたことが30日、関係者への取材で分かった。

福岡地裁小倉支部の裁判員裁判で、殺人未遂罪に問われた特定危険指定暴力団「工藤会」(北九州市)系組幹部(40)の知人とみられる人物が、公判の結審後、裁判員に「よろしく」という趣旨の言葉を掛けていたことが30日、関係者への取材で分かった。

地裁支部は今日16日に指

後地裁が裁判員裁判の対

背景

裁判員制度 刑事裁判に一般市民の感覚を反映させる目的で、2009年5月に始まった。最重刑が死刑または無期懲役か、故意に被害者を死亡させた事件が対象。裁判員3人と裁判員6人による審理が原則で、有罪・無罪と量刑を決める。欠員に備え、補充裁判員も選任される。裁判員法は、裁判員や補充裁判員への威迫や賄賂を禁じており、違反すると2年以下の懲役または20万円以下の罰金を科せられる。

福岡地裁小倉支部の裁判員裁判で、殺人未遂罪に問われた特定危険指定暴力団「工藤会」(北九州市)系組幹部(40)の知人とみられる人物が、公判の結審後、裁判員に「よろしく」という趣旨の言葉を掛けていたことが30日、関係者への取材で分かった。

組幹部は、知人男性に日本刀(刃渡り約75センチ)を突き刺して殺害しようとしたとして、2015年11月に殺人未遂罪で起訴された。今年10日に裁判員裁判が始まり、12日に結審していた。

現時点で新たな判決期日は決まっていない。工藤会幹部らが被告となった事件では、地裁は過去5件について「裁判員に危害が加えられる恐れがある」として、裁判員裁判の対象から除外する決定をしていた。

5 裁判員等の保護（安全確保）

① 日頃から行っている方策等

- 裁判員等の名前や住所などの非公表
- 傍聴人に対する裁判員等への接触禁止等の告知
- 庁舎内の動線，共用スペースの工夫
- 裁判員等への裁判所の連絡担当者を教示
- 警察との連携

5 裁判員等の保護（安全確保）

② 接触事案発生のおそれが認められる事案に対する方策

- 裁判員等の送迎
- 庁舎出入口の工夫
- 裁判員等に対する庁舎内等の移動時における裁判所職員の付添い又は見守り
- 傍聴人に対する金属探知機による所持品検査
- 法廷等における警備職員等の配置

5 裁判員等の保護（安全確保）

③ 裁判員等に危害が加えられるおそれのある事案

- 裁判員裁判対象事件からの除外
裁判官のみで構成する合議体で取り扱う決定

<裁判員法第3条抜粋>

「地方裁判所は、・・・裁判員候補者、裁判員・・・これに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害が加えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穩が著しく侵害されるおそれがあり・・・裁判員の選任も困難であると認めるときは、・・・これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない。」

5 裁判員等の保護（安全確保） (H28. 9. 5 山陽新聞社会面)

地裁95%が安全対策

福岡地裁小倉支部（北九州市）で5月、裁判員が被告の知人の元暴力団員らに法廷掛けられた事件を受け、裁判員裁判を実施している福岡初の地裁・地裁支那の3月、95%に当たる岡山、広島、宮城など5地裁が、新たな安全対策を始めたり、具体的に裁判したりしていることが4日、共同通信の調べで分かった。福岡市への送迎などマンパワーに頼った安全対策も、多くの職員が負担を懸念する声もある。

裁判員声掛け事件後

裁判員の安全対策実施状況	
対策	実施率
接触禁止を庁舎内に掲示	54 (90)
接触禁止を傍聴人に口頭告知	33 (60)
近隣の駅などに送迎	16 (30)
付き添いや見送り	9 (20)
接触を避ける施設面の工夫	5 (30)
警察など関係機関との連携	4 (20)
緊急連絡先を伝える	2 (20)
庁舎内の巡回、警備	2 (10)

※共同通信の調査による。複数回答

各裁判所に去年前と事件後の安全対策の実施状況を複数回答で調査した。具体例については準備上の理由から大半が裁判所を説明していない。この案件について回答した。

新たな対策としては「裁判員への接触を禁ずる文書を庁舎内に掲示」が4地裁所と最も多く、「接触禁止を傍聴人に口頭で告知」も3地裁所が続いた。事件前からの対策では最多の6地裁所が、「トイレや駐車場を一般来庁者と区別したり評議室や控室の前に立ち入り禁止の看板を立てたりする」「施設面の工夫」を挙げ、事件後も新たに「裁判員が取り入れた」。

職員が裁判員のをほかにして警備するケースも目立った。「近隣の駅などに送迎」は事件後に1地裁所

送迎や付き添い 職員負担懸念も

所が採用、自宅まで車で送るケースもあった。付添いも見送りのも、裁判所が新たに実施。付添いは庁舎内の移動時が主で、屋敷での外出に付き添うこともあり（北陸地方の裁判所）。「裁判員が隣座席を利用する前に傍聴人がいないか確認する」（九州地方の裁判所）といった回答もあった。

一方で、職員の負担に不安を感じる裁判所も、福岡地裁の担当者は「送迎は事件が入り次第は、安全確保でやれる」と言っている。また、職員の負担を軽減するために、送迎や付き添いなどの新たな対策を「取っていない」。

事件を受け、福岡地裁は7月上旬、具体的な対策を示し、裁判員への安全確保を徹底する方針を全国の裁判所に求めた。

裁判員声掛け事件 特定危険指定暴力団「工藤会」（北九州市）系幹部による殺人未遂事件の初公判が福岡地裁小倉支部であった5月10日、敷地外で裁判員に「よろしくね」などと声を掛けられたとして、6月に裁判員法違反（威嚇、誑き）容疑で元

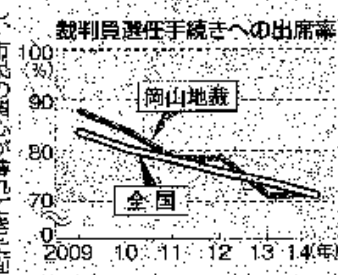
組員ら2人が逮捕された。裁判員制度導入以来、向法違反容疑での逮捕は初めて。2人はその後起訴され、今月16日に福岡地裁で初公判が明かされる。殺人未遂事件は裁判員裁判から除外され、裁判員だけで実刑判決が言い渡された。

6 裁判員候補者の出席率 (H27.10.19 山陽新聞岡山県版)

裁判員候補出席率ダウン

岡山地裁での裁判員裁判をめぐり、裁判員を選任する手続きへの候補者の出席率が低下している。2014年は71.7%と、裁判員制度が始まった09年(87.9%)に比べ16ポイント余り落ち込んだ。背景には任務に対して抱く負担感、制度そのものへの関心の低下があるとみられる。専門家は「刑事裁判に市民感覚を反映させるという制度の根幹を揺るがしかねない問題」と捉え、裁判員を務めやすい環境整備を求めている。(片研一)

岡山地裁 選任手続き



裁判員は、有権者の中からくじで候補者が選ばれた後、選任手続きを経て決定する。裁判員法は、正当な理由がないのに選任手続きを欠席した候補者に10万円の過料を科す一方、70歳以上の高齢者▽重い病気▽妊娠を理由として選任を拒否し、13歳以上27歳未満で71%、障害記録、55歳以上6月末時点の選別値で88%で7割を下回った。

出席率は各地で使われており、全国平均は09年88.0%▽11年78.4%▽14年71.5%。要因としては、岡山地裁は「選任通知の送達に遅延が生じている」として選任拒否率の上昇を理由に選任拒否率も高くない。制度開始後の10年を経過

負担感、関心低下も

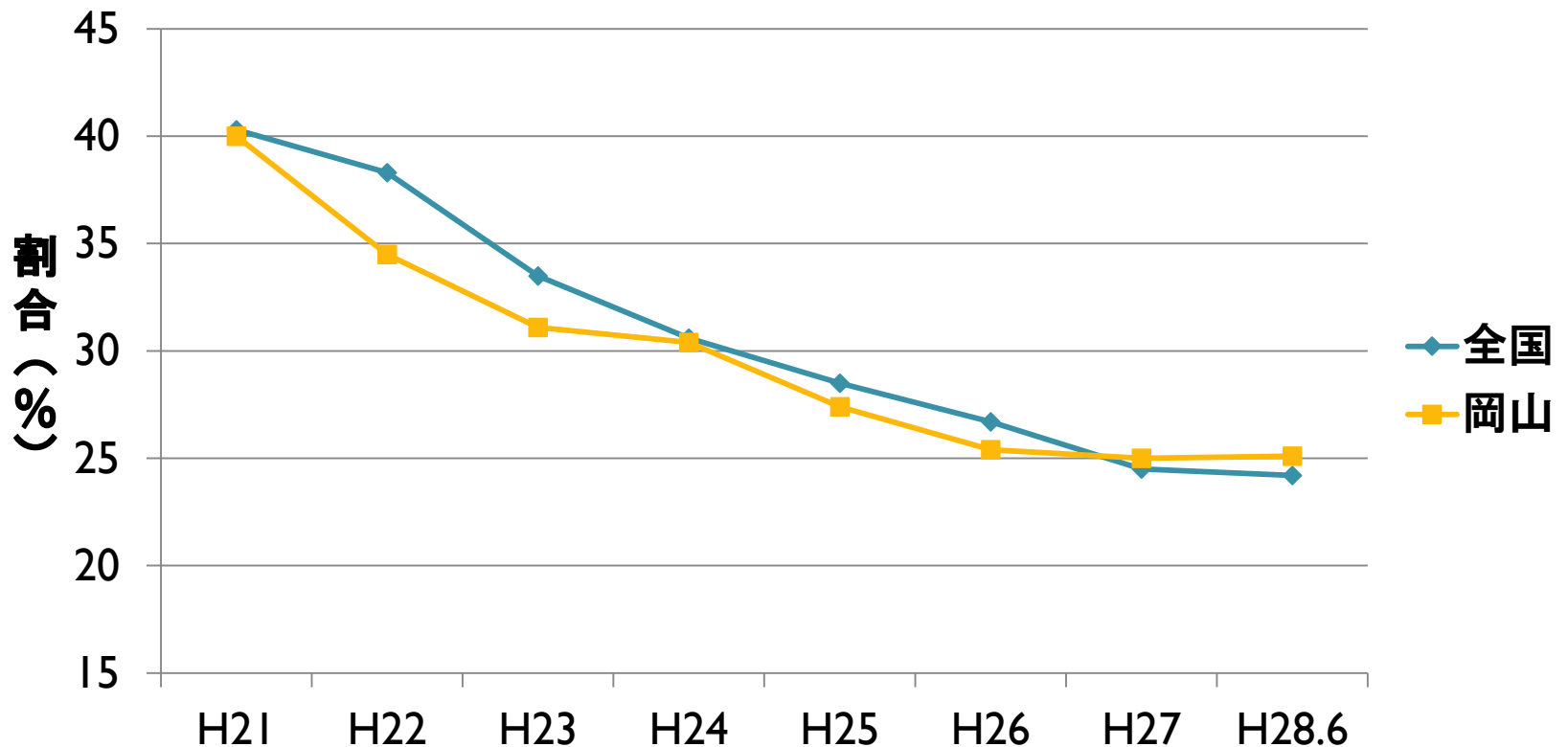
制度開始から5年で16歳から65歳までの16歳以上の層は、裁判員候補者として選ばれる可能性がある。岡山地裁では、選任通知の送達に遅延が生じていると、選任拒否率の上昇を理由に選任拒否率も高くない。制度開始後の10年を経過

して、市民の関心が薄れてきているとの見方がある。今年、岡山地裁での選任拒否率を比較対象とした岡山県、社会福祉協議会(社)は、裁判員候補者選任のための日頃通集されたアンケートで、仕事や裁判員の仕事について「負担感を感じる」という声も、「会社の仕事などで同僚や上司とメールで連絡を取り合わなければならない場面は多い」という声もある。

岡山大学法科大学院の渡辺修教授(刑罰訴訟法)は「出席率の低下が横行すれば裁判員の選任に支障を来す。精神的負担は裁判員になる以上避けられないが、企業をはじめ同じ裁判員を務める方も、負担感を感じるようになった取り組みが必要だ。夜間や土曜日の選任など裁判所にも柔軟な対応が求められる」として

6 裁判員候補者の出席率

選定された裁判員候補者のうち選任手続期日に出席した候補者の割合(全国, 岡山)



6 裁判員候補者の出席率 出席率低下の要因として考えら れること

- ① 平均の職務従事日数(※)が増加傾向にあること
- ② 人手不足など雇用をめぐる社会情勢の変化
(仕事を理由に辞退する人 28.7%(平成27年全国))
- ③ 国民の裁判員制度に対する関心の低下

※職務従事日数とは、「選任手続期日」、「公判期日」及び「評議」に出席する日数のことをいう

6 裁判員候補者の出席率 裁判員等経験者の声から

- 裁判員として参加することについて精神的な負担があるのではないかという不安
- 職場に迷惑を掛けられないという気持ちが大きい
- 裁判に対するマイナスのイメージを周囲の人と共有してしまっており、経験者の感想が伝わっていないのではないか

7 裁判員裁判への積極参加のための方策

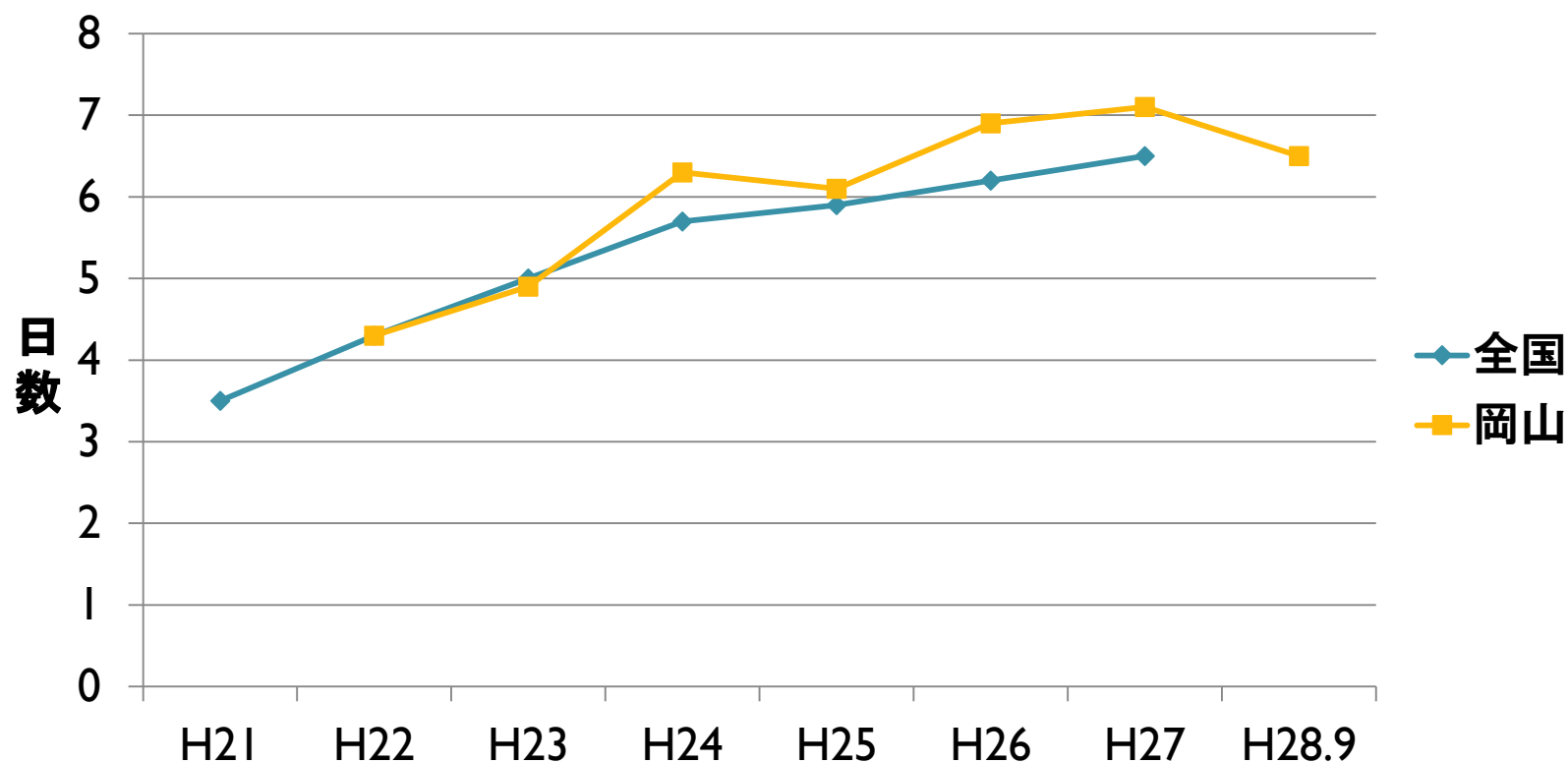
① 職務従事日数短縮の取組

ゆとりのある審理計画を立てていることなどから制度
施行当初に比べ、増加傾向にあった

→ ゆとりと無駄のない審理計画のバランス

7 裁判員裁判への積極参加のための方策

平均職務従事日数(全国, 岡山)



7 裁判員裁判への積極参加のための方策

② 裁判員等の精神的負担軽減の取組

刺激的な証拠(遺体写真等)の扱い

- ① 証拠内容の整理(公判前整理手続における必要性・代替性の議論, 白黒化やイラスト化の工夫)
- ② 選任手続での事前告知
→ 精神的負担を理由とする辞退希望の申出

7 裁判員裁判への積極参加のための方策

③ 「メンタルヘルスサポート窓口」の設置

- 電話・Web・対面カウンセリングによるメンタルヘルス相談等
- 電話・相談料は無料
- 電話・Web相談は24時間365日受付
- 裁判員等の職務終了後も相談可能(特に期限を設けていない。)

7 裁判員裁判への積極参加のための方策

④ 裁判員制度に対する関心の向上 広報活動

- 岡山地方裁判所見学・傍聴

→岡山地家裁ウェブサイト案内掲載

- 裁判所の広報ビデオの視聴, 裁判員制度の説明及び裁判の開かれていない空き法廷の見学

★平成27年の見学者数829人(概数)

- 模擬裁判

- 夏休みキッズ法廷

小学5, 6年生を対象に模擬裁判を年1回実施

- 冬休みジュニア法廷

中学生を対象に模擬裁判を年1回実施

7 裁判員裁判への積極参加のための方策

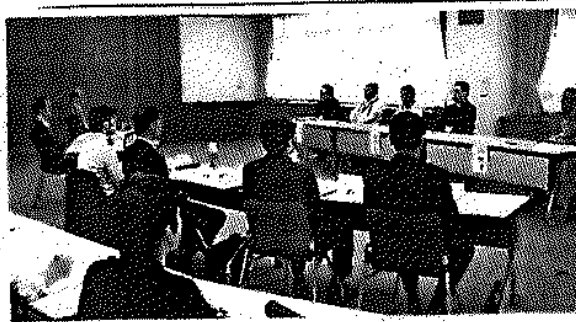
⑤ 裁判員制度に対する関心の 向上 広報活動

- 裁判員等経験者との意見交換会の開催
 - 議事概要を岡山地家裁ウェブサイトに掲載

7 裁判員裁判への積極参加のための方策

(H28. 10. 19 山陽新聞岡山県版)

裁判員経験者による意見交換会(代表撮影)



裁判員経験者
8人と意見交換
地裁で法曹三者
裁判員・補充裁判員
経験者8人と裁判官、
検察官、弁護士の法曹

三者による意見交換会が17日、岡山地裁(岡山市北区南方)で開かれ、担当した事件の審理を振り返り、感想や意見を出し合った。被告に精神疾患があった放火未遂事件で裁判員を務めた60代男性は「疾患の影響をどの程度考慮するべきか判断が難しかった。裁判員の意見は、最初はバラバラだったが、じっくり話し合うことで一致できた」と述べた。殺人事件で示された被害者の写真について30代女性は「加工された部分が多すぎた」と

指摘。50代男性も「真実を知って判断するために、ありのままを見たかった」と話した。裁判員制度は2009年5月にスタート。岡山地裁の裁判員裁判で、これまでに判決を下された被告人は138人、裁判員・補充裁判員経験者は1092人。(柏谷和宏)

7 裁判員裁判への積極参加のための方策

⑥ 裁判員制度に対する関心の 向上 広報活動

● 出前講座

・小中学生向け出前授業

→平成28年10月及び11月に、裁判官が県内の中学校(2校)へ出向き裁判員制度等についての授業を実施

今年度内にも小学校へ出向く依頼あり

・裁判員制度の出前講座

→平成27年4月30日に、裁判官が民間企業へ出向き裁判員制度について説明

★平成27年は1件実施, 平成28年11月30日現在2件実施